

第 18 回薩摩川内市行政改革推進委員会 議事録

開催日時	平成 26 年 7 月 29 日(火) 13:30～16:10	
開催場所	薩摩川内市役所 601会議室	
出席者	委員	吉満会長、三本副会長、山本(豪)委員、梶原委員、徳丸委員、鍋倉委員、山本(文)委員、初田委員
	事務局	企画政策部長、行政改革推進課長、同課長代理、同課職員
	傍聴者	なし

□ 会次第

事務事業外部評価		主管課・室
1	子育て医療等助成事業	市民健康課
2	保健衛生一般管理事業	市民健康課
3	特別保育対策促進補助金交付事業	子育て支援課
4	母子寡婦福祉会運営費補助事業	子育て支援課

□ 議事

1 外部評価 子育て医療等助成事業（市民健康課）

（主管課説明後、質疑・協議）

○委員 甌地域妊婦健康診査旅費等助成金について、平成 23 年度から平成 24 年度にかけて助成額を改正している理由は。

また、不育治療の意味を教えてください。

そして、年度の推移のグラフは、平成 25 年度でいえば、107 人のご夫婦から 26 人の子どもが生まれたと読んでいいか。

●主管課 助成額の見直しについては、今把握をしていないので、後ほどお伝えしたい。甌地域妊婦健康診査旅費等助成金については、平成 25 年度までは、市単独の事業として全額市の予算で行っていたが、平成 26 年度からは県の補助も入るようになった。

不育については、妊娠はするけれども、子どもが胎内で育たず流産に至るような状態のことである。

○委員 不妊治療をして 3 割くらいが成功するというのは、普通の状態なのか。

●主管課 年齢にもよるが、把握しているデータでは、平成 24 年度で 20 代は 57%、30 代は 32%、40 代は 9.5%、その平均がお示ししている数字となっている。

国でも、40 代になると成功率が低くなることから、43 歳以上については対象回数を見直し、平成 28 年度から施行するということを知っている。

○委員 不妊治療を受けるに当たって、治療費が高い、特に特定不妊治療、体外受精などは高いと聞くが、どれくらいの個人負担となるのか。

●主管課 お尋ねの治療項目別ではないが、目安として、添付の資料に 1 人当たりの平均自己負担額をお示ししている。

20 代で言えば 20 万 8 千円、うち医療費助成が 6 万 5 千円。年代を問わず全体平均で言えば、28 万 8 千円が自己負担額、うち 7 万 8 千円が医療費助成である。

概算で約 3 分の 1 程度、市が助成していると言える。

また、市の助成とは別に、県でも不妊治療に対する助成の制度がある。

○委員 同じ不妊治療の自己負担額に対して、県でも市でも補助をしているのか。

●主管課 市で助成額を算出する際に、県から受けるであろう助成額を差し引いて計算している。

○委員 不妊治療対策が国策であるなら、あまりにも個人負担が大きいように思う。

●主管課 最初に御質問のあった助成額の改正について、今まで1年度に2回、通算5年、としていたものを、平成23年の改正で1年度に3回まで、2年度以降は2回まで、と改正した。

○委員 制度の周知方法は、広報紙や産婦人科での周知になるか。

●主管課 ホームページを見て申請に来られる方も多い。

○副会長 養育医療費助成は平成25年度から県の権限委譲となったとある。平成25年度と比較して平成26年度は予算額が大きくなっているが、県の指導によるものか。

●主管課 平成25年度の権限委譲の際に、県で試算をした額を予算計上している。

○会長 男性が不妊治療をしている実績が少ないが。

●主管課 男性の不妊治療に要する額が、女性と比較して小額となっている。夫婦共に不妊治療を受けることが多いと思うが、金額が小額のため、男性は助成金の申請まで

到らない傾向がある。

また、地元の病院で夫婦同伴で受診し、その後原因が判明し、女性のみが専門の病院で治療を受けていくというパターンもよく見られる。

(主管課退席後、評価・まとめ)

○会長 広報紙やホームページで周知を図っているとのことだが、もう少しPRが必要ではないだろうか。

○副会長 不妊については、女性だけでなく、男性側に原因がある場合もある。この申請者数を見る限りでは、男性が協力的でないようにとらえられる。

不妊治療は女性だけが頑張るのではなく、夫婦一緒にやっついていかないとなかなか難しい。

夫婦がお互いに協力するような指導や、男性もしっかり助成金の申請をしてもらうような指導もどんどんして欲しい。

○会長 まとめに入る。外部評価について、妥当性、効率性、有効性それぞれ「高い」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 今後の改革の方向性は、内部評価と同様に、「現状のまま継続」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 以上で、子育て医療等助成事業の事務事業評価を終了する。

2 外部評価 保健衛生一般管理事業（市民健康課）

(主管課説明後、質疑・協議)

○委員 歯科医院休日当番事業補助金について、補助対象事業のほかに訪問歯科診療を行っているところがあるが、これはどういうものか。

●主管課 外出できない方に対しての、在宅の歯科診療である。薩摩川内市歯科医師会の会員のなかでも、自分で訪問診療の機器を購入し、訪問歯科診療を行う方や、何箇

所かの歯科医院で輪番で訪問歯科診療を行う方がいる。

○委員 歯科の急患というのがイメージが掴みにくい。急患といえば、命に関わる状態を考えるが、歯の場合は命に関わることはないのではないか。

通常の診療時間以外の日曜日に診療時間を設けて、それに市費が注ぎ込まれるのであれば、受診する方の自己負担もそれなり

に求めてよいのではないか。

ニュースで先般あったのが、かかりつけ医でなく、最初から大病院を受診する方については、自己負担額を上げるという内容の法律を、今後厚生労働大臣が上げるとのことであった。

それと同様に、歯科の休日診療については、個人負担を求め、その分市の補助金額も減らすという方法はとれないだろうか。

●**主管課** 確かに、直接命に関わる歯の病気というのではないかもしれない。ただ、子どもが痛がって泣き止まない場合等、休日診療が必要とされている。急患という言い方は適切でないかもしれない。

また、休日診療については、診療報酬の点数は平日に比べて現在でも加算されているため、自己負担額もそれに伴って平日より高くなっている。

休日診療は午前中のみの診療であり、受診者には応急処置のみをし、その後は平日のかかりつけ医に繋げるという役割である。

○**会長** 受診者の年齢構成をみると、子どもよりも現役世代が多くを占めているようだが。

●**主管課** 働き盛りの世代が多い。

○**会長** その点から言えば、コンビニ受診になっていないだろうか。あくまでも急な痛みに対応するための休日診療ということを重点的にPRする必要があるのでは。

また、市外の方の受診も結構あるようだが。

●**主管課** 市外の方が大体2割程となっている。さつま町、いちき串木野市、出水市、阿久根市、日置市の伊集院方面から受診される方もいる。

○**会長** 休日診療は薩摩川内市以外で近隣ではどこの自治体が行っているのか。

●**主管課** 鹿児島市では行っていると思う。現在薩摩川内市歯科医師会という名称となっているが、構成会員は旧川内市の歯科医院の方々である。樋脇、入来、東郷、祁

答院については、薩摩郡歯科医師会の所属となっている。

○**委員** 薩摩郡歯科医師会でも同様の休日診療を行っているのか。

●**主管課** 薩摩郡歯科医師会では休日診療を実施していないため、さつま町からの受診者がいる状況である。

○**会長** 市外の方々の費用についても薩摩川内市で負担していることになるか。

○**委員** この補助金は、休日に開院した歯科医院に行くもので、受診した患者の費用が減るものではないのでは。

●**主管課** 歯科医師の人件費に充てられている。

○**委員** 受診の機会が確保されるだけであって、診療報酬は規定どおりだろう。

○**委員** ほかの市町村にも、補助の分担をしていただくという方法はとれないだろうか。

●**主管課** 受診者の住所が不明というものもあり、難しいと思われる。

○**委員** 保健衛生一般管理事業で、公用車、リース料の費用が計上されているが、何に使われるものか。

●**主管課** 公用車は保健センターで持っているもので、業務上使用する。印刷機等のリース料も同じく、市役所本庁であればそれぞれの担当課で予算をまとめて持っているが、保健センターは出先機関であるため管理経費として持っている。

(主管課退席後、評価・まとめ)

○**委員** 休日歯科診療で、市外の方の受診がこれだけあるということは、急患の対応ということが形骸化しているからではないだろうか。

○**会長** 薩摩川内市に行けば休日でも受診できる、ということが市外の方にも知られているのだろう。

開院していること自体は市民の方にとっ

て安心だろうが、市外の方が利用されることによって、市内の方が待たされることへの懸念も検討いただきたい。

- 会長** まとめに入る。外部評価について、妥当性、効率性、有効性それぞれ「高い」という評価でよろしいか。

○**委員** 異議なし。

○**会長** 今後の改革の方向性は、「現状のまま継続」という評価でよろしいか。

○**委員** 異議なし。

○**会長** 以上で、保健衛生一般管理事業の事務事業評価を終了する。

3 外部評価 特別保育対策促進補助金交付事業（子育て支援課）

（主管課説明後、質疑・協議）

- 委員** 障害児保育についてお伺いしたい。障害児の保護者には、金銭的負担とは別に精神的な負担もあるものと思う。その精神的な部分へのケアが重要と思うが、補助対象経費に記載の「障害児保育を実施するに当たり必要となる研修の実施」とは、どういうことをされているのか。
- 主管課** 保育園からの実績報告を確認するので、少々お待ちいただきたい。
- 委員** 保育園と保護者が密接に連携をとって、子どもたちを楽しんで育てられるように、精神的なケアについて行政でも力を入れていただきたい。
- 委員** 障害児保育の対象となる障害児の定義は。
- 主管課** 身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている児童になる。
- 委員** 障害児保育事業の補助金交付実績があるが、対象となっている児童数が分かれば。
- 主管課** 1人当たり月 75,000 円なので、年間 90 万円で 1 人分である。
一番大きいのがひまわり園で、障害児の施設も持っている園である。
- 委員** 補助対象経費が保育士の人件費となっているが、保育園の職員定数外の人件費ということではよろしいか。
- 主管課** そのとおりである。
- 委員** ひまわり園で言えば、8 人の障害児を預かっていて、対して何人の定数外の保育士がいらっしゃるのか。

隈之城保育園の場合は、1 人の障害児に対して 1 人の保育士の人件費に充てているのが分かる。

- 主管課** 先にここで、最初にご質問のあった研修内容についてお答えしたい。障害児保育の指導として講師を呼んで、保育士に対し、障害児の生活に対し指導ができるよう研修を行っている。
ひまわり園については、5 名の保育士の人件費に充てているとの実績報告があがっている。
- 委員** 補助金の要綱上はあくまでも児童 1 人当たりの金額なのか。
- 主管課** 1 児童につき、月 75,000 円の補助金となっている。
- 委員** 児童数に応じて、何人の保育士を確保しなさい、という基準はないのか。基準がなければ、極端な話をすれば、児童 8 人分の補助金をもらって、例えば保育士 5 人分の人件費であるところを、2 人か 3 人しか雇わないということも可能になる。
- 主管課** 基準はなく、園の裁量に任せている状態である。
- 委員** 現在の状況は適正なのかもしれないが、障害児の人数に応じた保育士の人数の基準を要綱なりで定めることが補助金上必要なのではないか。
- 主管課** 今後検討してまいりたい。補足として、ひまわり園の 5 名の保育士のうち、2 名が常勤の職員、3 名が非常勤の職員となっている。
- 委員** 補助金を人件費に充てられるのは

園としてありがたいことだと思うし、またそれが障害児を受け入れやすくすることに効果を生じていると思う。ただ、自己資金比率が園によって差がある。重度の障害児を受け入れようとする場合には、対応する保育士も必要だろう。補助制度として安定してきているならば、今後は人員配置が保育上適切なのかということを見ていかなければならないのでは。

●**主管課** 障害の程度に応じた基準というのも今後検討させていただきたい。

○**委員** 内部評価の今後の改革の方向性として、「見直しの上で継続：拡大」とし、その理由に幼保連携型認定子ども園をあげているが、その動きについてお聞きしたい。

●**主管課** 平成24年度に新しい法律ができ、今まで幼稚園は文部科学省の管轄、保育園は厚生労働省の管轄であったが、これを一つにし、幼保連携型認定子ども園を平成27年度から開設する予定で現在準備を進めている。

国が制度設計をしている途中なので、障害児保育もこの制度に入る可能性もあり、まだ見えない部分でもある。

国でも教育・保育に対して手厚い制度としていこうとするところが伺えるので、そうした状況を踏まえて、内部評価を「見直しの上で継続：拡大」としたところである。

○**副会長** 障害児の人数は、市全体でどれくらいいらっしゃるのか。

●**主管課** 保育園に通っている児童であれば把握できるが、それ以外の通所施設に通う児童や在宅の児童は、子育て支援課では把握できていない。

○**委員** 利用ニーズに対する受入れ率が100%であるが、この意味は。

●**主管課** 障害のない子どもと同様に保育園に入れたいという保護者のニーズに対して、対応ができてきている状況である。申し

出があった方については、受入れができて

○**委員** 薩摩川内市での待機児童数はどのくらいか。

●**主管課** 厚生労働省で待機児童の基準があり、概ね自家用車で20～30分かかれば行ける保育園を斡旋されたが、その保育園に行かないとなった場合は待機児童とはならない。

この基準で言えば、50数人の方が待機児童となっている。

保護者の希望の園に入れたい、という数え方であれば、100人を超える数字となっているので、今後保育園の定数を少しずつ増やしていかなければいけないと考えている。

○**委員** 待っている方の中には障害のある児童はいないということではよろしいか。

●**主管課** そのとおりである。

(主管課退席後、評価・まとめ)

○**会長** 山本委員が御指摘の保育士の人数については、障害の度合いも勘案しながら明確にすべきと思う。

障害児保育事業補助金の内部評価について、これは事務事業の内部評価とも関連しているが、「見直しの上で継続：拡大」とされているが、果たして「拡大」と言えるだろうか。

○**委員** 国の制度が変われば、この補助金自体が必要なくなる可能性もある。

小学校・中学校では、障害のある児童に対しての教員の数が決められている。幼稚園と保育園が一体となれば、1学級何人という基準ができ、障害児についてもその基準に組み込まれていくと考えられる。そうなれば、国から園への補助なりの制度となり、市で補助をする必要がそもそもなくなるかもしれない。

○**会長** まとめに入る。外部評価について、

妥当性、効率性、有効性それぞれ「高い」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 今後の改革の方向性について、主管課では「見直しの上で継続：拡大」という方向性で評価をされているが、その理由が

国の制度が変わるからというのであれば、「見直しの上で継続：手段の改善」が適切かと思うが、いかがだろうか。

○委員 異議なし。

○会長 以上で、特別保育対策促進補助金交付事業の事務事業評価を終了する。

4 外部評価 母子寡婦福祉会運営費補助事業（子育て支援課）

（主管課説明後、質疑・協議）

○委員 視点別評価の妥当性について、母子寡婦福祉会は自主財源もあることから改善の余地はあるとされており、ほかの福祉団体との協働運営も可能ではないかとされている。その一方、会員の高齢化、会員の減少に触れて、今後の改革の方向性では、現状のままとなる可能性が高いという評価となっている。

言わんとするところは分かるが、主管課としては、あきらめずに方向性の模索してもらわないと、補助金の意味がないように思う。

確かに1人千円で多額の補助金ではなく、様々な福祉活動を実施されており、市が実施するより安価だというのはあるかもしれないが、ほかの福祉団体との協働運営も可能ではないかという改善案も出されているので、もう少し踏み込んで、何らかのアクションを踏まえた方向性を出していただきたい。

●主管課 御指摘はおっしゃるとおりだと思う。現在母子寡婦福祉会の会長は御高齢の方であり、会員も高齢化しているのが現状であり、なかなか改善を求めることができない状況である。

8月に児童扶養手当というひとり親家庭に対する手当の現況届を受け付けており、その際にパンフレットを作り、会員の加入促進を行っている。今後も会の若返り、少しでも活発な活動となるよう、市でもアクションしていきたいと考えている。

○委員 組織が活発になり、より補助金がある効に使われる方向性があればその方法もあるのだろうし、また違う方法もあるのだろう。ただ、先輩方から声を掛けられて入るといのが地域の母子寡婦福祉会のあり方になっているので、パンフレットを見て加入するのかは疑問に思う。

○委員 加入率はどのくらいか。

●主管課 加入率は把握していないが、ひとり親家庭に対する児童扶養手当の受給者で母子が約1,000人、母子寡婦福祉会の会員が280人なので、概ね3割弱になる。ただ、子どもが成人した高齢の方や、所得超過により手当を受給していない方はこの中には入っていないので、割合はまだ下がると考えられる。

○委員 母子寡婦福祉会が戦後果たしてきた役割は十分理解するところなので、その活動の火を消すつもりはないが、おっしゃるとおり地域の女性団体を含めてどんどん分裂していつているので、団体育成はしていただきたい。問題は手段である。

そこで気になるのが、寡婦はどのような定義をされているのか。

●主管課 配偶者と死別された女性を寡婦としている。

○委員 そういう方を行政が福祉として支えるというのは、どういうイメージ、目的があつてのものだろうか。

お一人で暮らす方というのは寡婦である方以外にもいろいろいらっしゃる。

いわゆる、戦後に言われていた、戦争で御

主人を亡くされて、という方に対する福祉と、今御主人と死別されて、という方に対する福祉とはあり方が変わってきているように思われる。

事業補助というより、運営補助というイメージがとても強い。社会教育団体の育成的側面もあるかとは思いますが、どこかで割り切らないと中途半端になる。

さまざまな団体が地域を支えていくシステムは必要だと思う。この会に属していれば、自分たちの幸せがありますよ、と言って会員増を図るような昔ながらの団体育成ではなく、これからの団体育成は、その団体が、自らの団体のためだけでなく、地域や社会のためにも動けるようなものであると感じている。

○委員 支部の活動費がどのように使われているか把握されているか。

●主管課 研修会等の出席の費用等に当たっている。

○会長 寡夫として、男性は参加できないものだろうか。今からの社会福祉を考えると、男性のことは考えていないのかという指摘もあると思う。

寡婦の定義として、配偶者と死別した女性ということであれば、シングルマザー、あるいはシングルファーザーとは違ったとらえ方になっていると思うが、他市の事例では、シングルマザー、シングルファーザーを入れているところもある。

そういう方々を会員の対象として検討していくことで、会の活性化を図ることもできるのでは。

●主管課 先ほど寡婦の定義を配偶者と死別した女性とお伝えしたが、母子寡婦福祉会の会員の対象としては、配偶者と離別した女性も含まれていた。

確かにおっしゃるとおり、鹿児島県では母子寡婦連合会があるが、こちらは母子、父子家庭、寡婦を対象としている。本市でも、

今後父子家庭も対象となるよう検討する時期にきていると考える。

○委員 会員の高齢化と言われていたが、年齢制限はないということか。

●主管課 年齢制限はない。

○委員 もともとは、イメージとしては、小さな子どもを抱えての生活が大変な方を福祉的に支えてきた会で、その会員が高齢化してきている、ということだろうか。それに絡むところかもしれないが、支部ごとの会員数が5の倍数でキリの良い数字になっており、会員数は実態が反映されているのか疑問に思う。

●主管課 会員数はおっしゃるとおりキリの良い数字になっているので、今年の実績報告の際に母子寡婦福祉会に確認をしたい。

○副会長 母子寡婦福祉会の会則の第3条、目的に「会員の自立向上と、生活安定を促進し、子供の健全育成並びに母子寡婦家庭の福祉の増進、社会的地位の向上を図ることを目的とする。」とあるが、この目的がある程度達成されてきたのであれば、目的の見直しを考えられてもいいのでは。

●主管課 組織ができて相当年数経っているので、現状に合わない部分の会則等の変更についても母子寡婦福祉会に対し提案をしてみたい。

(主管課退席後、評価・まとめ)

○会長 会の存続についていろいろと御示唆をいただいたところなので、主管課では参考としていただきたい。

補助金そのものについて異論はない様子だったので、会のあり方について改善されていくことを望みたい。

○会長 まとめに入る。外部評価について、妥当性、効率性、有効性それぞれ「高い」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 今後の改革の方向性について、主管課では「現状のまま継続」とされているが、会のあり方についての改善を求めたいため、「見直しの上で継続：手段の改善」という評価でもいいだろうか。

○委員 異議なし。

○会長 以上で、母子寡婦福祉会運営費補助事業を終了する。